

工30-79

貸金借入得

裁判勝利法金

法令館印行

327.22 H6450

27
327.22
H6450



337204

●金を貸す者、金を借る者、裁判に訴へたる者、裁判に訴へられたる者等の一日も携へ居らざる可からざる

無二の寶典なり

本書は現今行はる、處の民法、商法、民事訴訟法、裁判所構成法、家賃分設法、不動産登記法、競
達吏規則、民事訴訟費用法、民事訴訟用印紙法、公証人規則、印紙税法其他金貨物品の貸借及び民
事に關する訴訟に關係ある諸法律に據りて編纂したるものなり、
今日の社會に於て、苟も金貨物品等を貸與し若くは借用し、或は貸借其他の契約に就て裁判所へ訴
訟を起し又は訴訟を起されたる者にありては、以上列擧する處の諸法律は、是非とも之を辨へ居ら
ざる可らざるものなり、若し然らざる時は、或は起訴の手續を誤り、或は口頭辯論の式を知らずし
て敗訴と成り、或は不服を申立べき期間を知らずして空しく違法の判決に候を呑み、其他出訴期限
を知らずして、請求なし得べき者をも請求する能はざるに至る等、現在有したる權利を失ひ、若く
は盡すに及ばざる責任までも盡さざる可らざる事となり、甚だしきに至りては、之れが爲めに一家
の産を傾け、妻子をして飢寒に泣かしめざる可らざるの悲境に陥る者往々あり、然りと雖も、茲に
甚だ困難なる事は、以上擧ぐる處の諸法律を盡く知らんと欲する事なり、到底其道の人に非れば能
はざる業にして、農商工業に忙しき人にては、如何ぞ之れ等の者を研究するの暇あらん、吾人之を

憾とする事年あり、博士、學士、法官、辨護士等の知名の士について其意見を問ひ或は示教を受け、種々考査を重ねたる末、以上列擧する處の諸法律中より、金錢物品の貸借其他契約上の規定、及び訴訟に關する事項を網羅し、而も最も親切に鄰寧に説述し、更に知名の士の校閱を受け、世に公にするに至りしものなり

以上の理由なるを以て、本書は僅々たる小冊子に過ぎずと雖も、所謂一字千金に價すべき寶典なる事は、吾人が茲に喋々を要せざる明なる處なり、即ち本書を一讀する時は、數多の諸法律に通曉したると同一の効力ありて、本書を提へたる者は、彼の辨護士等の力と借るに及ばざして、容易に法庭に立つて勝を制し得べき事は、瞭々日を見るよりも明なる處にして、題して裁判勝利法といふ、決して偶然の命名にあらざるなり、一言卷首に序して編者の意を述ぶ

明治三十三年三月

- 讀むべし
- 讀むべし
- 讀む可からず
- 讀む可からず

裁判に必ず勝んと思ふ人は
 貸金を必ず取んと思ふ人は
 裁判に負て好いと思ふ人は
 催促を受けて好いと思ふ人は

裁判勝利法目録

第一章 消滅時効(出訴期限).....	一	第十三章 闕席判決.....	十二
第二章 時効の中断.....	二	第十四章 通常の訴訟手續.....	十二
第三章 訴訟用印紙法.....	二	第十五章 督促手續(支拂命令).....	十三
第四章 証書帳簿印紙税法.....	三	第十六章 控訴.....	十三
第五章 執達吏手数料.....	六	第十七章 上告.....	十四
第六章 公正證書手数料.....	七	第十八章 再審.....	十四
第七章 民事訴訟費用.....	七	第十九章 強制執行.....	十六
第八章 裁判所の事務の管轄.....	八	第二十章 金錢の債權に付ての強制執行.....	十七
區裁判所の管轄.....	八	有体動産に對する強制執行.....	十七
地方裁判所の管轄.....	九	債權及其他の財産權に對する強制執行.....	十九
控訴院の管轄.....	九	不動産に關する強制執行.....	二十
大審院の管轄.....	九	第二十一章 家資分散.....	二十
第九章 訴訟代理人及び補佐人.....	十	第二十二章 貸借心得.....	二十
第十章 訴訟費用の負担.....	十	利息.....	二十
第十一章 訴訟手續.....	十	利息の延滞したる時.....	二十一
第十二章 地方裁判所訴訟手續.....	十二	債權の効力.....	二十一
		連帶債務.....	二十一

保証債務……………二十二
先取特権……………二十二
動産の先取特権……………二十三
不動産の先取特権……………二十三
●第二十三章 質権……………二十三
動産質……………二十四
不動産質……………二十四
●第二十四章 抵当権……………二十五
抵当権の効力……………二十六
●第二十五章 約束手形及び爲替手形……………二十六

○目次終

裁判勝利率法

●第一章 消滅時効(出訴期限)

消滅時効と云ふは、以前の出訴期限規則と同性質のものにて金銭物品の貸借には第一に心得居らざる可からざる條件なり、若し此條件を知らざる時は貸主は其権利を失ひ、隨て借主は支拂の義務を免かるゝの結果と見るに至るべし、今其權利義務の消滅する期間を左に示す

- ◎債権は十年間之を行はざるに依りて消滅す
- 債権又は所有權に非ざる財産權は二十年間之を行はざるに依りて消滅す(民第六十七條)
- ◎定期金の債権は第一回の辨濟期より二十年間之を行はざるに依りて消滅す最後の辨濟期より十年間之を行はざる時亦同じ(同第六十八條)
- ◎年又は之より短き時期を以て定めたる金銭其他の物の給付を目的とする債権は五年間之を行はざるに因りて消滅す(同第六十九條)

◎左に掲げたる債権は三年間之を行はざるに因りて消滅す(同第七十條)

- 一 醫師、産婆及び藥劑師の治術、勤勞及び調劑に關する債権
- 二 技師、棟梁及び請負人の工事に關する債権但し此時効は負擔したる工事終了の時より之を起算す
- ◎辨護士、公證人及び執達吏の職務に關する債権は其原因たる事件終了の時より二年間之を行はざるに因りて消滅す但其事件中の各項終了の時より五年を経過したるときは右の期間内と雖も其事項に關する事件は消滅す(同第七十二條)
- ◎左に掲げたる權限は二年間之を行はざるに因りて消滅す(同第七十三條)
- 一 生産者、卸賣商人及び小賣商人が賣却したる産物及び商品の代價
- 二 居職人及び製造人の仕事に關する債権
- 三 生徒及び習業者の教育、衣食及び止宿の代



料に關する校主、塾主、教師、及び師匠の債權

◎左に掲げたる債權は一年間之を行はざるに因りて消滅す(同第七十四條)

一 月又は之より短き時期を以て定めたる雇人の給料

二 勞力者及び藝人の賃金並に其供給したる物の代價

三 旅店、料理店、貸席及び娯遊場の宿泊料、飲食料、席料、木戸錢、消費物代價並に立替

金
四 動産の損料
五 運送賃

◎第二章 時効の中斷

時効の中斷とは、前章の如く消滅期間を定めあるも、其期間内に左の事由ありたる時は、更に其日より新になるを云ふなり(同第四十七條)

一 請求
二 差押、仮差押又は仮處分

三 承認

假令は醫師の藥代は三年間にて債權消滅するも、二年目に之を請求するか或は差押するか前に述べたる手續を爲す時は更に其日より又三年間有効となるの類なり

◎第三章 訴訟用印紙法

民事の訴訟の書類には必ず印紙を貼用せざるべからず其規定を左に示す

◎財産權上の請求に係る第一審の訴狀には訴訟物の價格に應じ左の區別に隨ひ印紙を貼用すべし

- 一 訴訟物の價格五圓マデ 二十錢
- 一 同十圓マデ 三十錢
- 一 同二十圓マデ 六十錢
- 一 同五十圓マデ 一圓五十錢
- 一 同七十五圓マデ 二圓二十錢
- 一 同百圓マデ 三圓
- 一 同二百五十圓マデ 六圓五十錢
- 一 同五百圓マデ 十圓

同七百五十圓マデ 十三圓

同千圓マデ 十五圓

同二千五百圓マデ 二十圓

同五千圓マデ 二十五圓

同五千圓以上千圓に達する毎に二圓を加ふるものとす

訴訟物の價格を算定するには民事訴訟法第三條乃至第六條の規定に従ふ

◎財産權上の請求に非ざる訴訟に付ては其訴訟物の價格百圓と看做し印紙を貼用すべし

財産權上の請求に非ざる訴訟と其訴訟に由て生ずる財産權上の訴訟と併合するときは其多額一方の訴訟物の價格に依り印紙を貼用すべし

◎本訴と反訴と其目的が同一の訴訟物なるときは反訴の訴狀に印紙を貼用するに及ばず

◎扣訴狀には前に示したる印紙の半額 上告狀には其全額を加貼すべし

◎左の書類には五十錢の印紙を貼用すべし

一 抗告

一 故障

一 證據調の申立

一 仮差押及び仮處分の申請

一 判決の送達あらん事を求むる申立

一 執行力ある正本を求むる申立、但し此正本の數通を求むる時は其一通毎に五十錢の割合を以て印紙を貼用すべし

◎再審を求むるの訴訟には其訴を爲すへき裁判所の審級に依り相當の印紙を貼用すべし

◎原狀回復の申立には其書面を差出すへき裁判所の審級に依り相當の印紙を貼用すべし

◎答申書其地右數條に掲げざる申立及び申請には二十錢の印紙を貼用すべし

◎第四章 証書、帳簿印紙税法

◎証書は一通毎に其の記載金高五圓以上のもの限り記載金高一万分の五の割合を以て印紙を貼用すべし但し印紙の額五十圓となる時は五十圓

にて止め一錢未満となるるとき又は一錢未満の端
 數を生ずる時は一錢に切上ぐへし
 金高記載なきものにては証書面に表記しある價
 格の單位又は其の他の記載事項に依り其金高を
 算出する事を得るものは其の總金額を以て記載
 金高と見做す
 一万分の五の割合とは左の如し。

價格五圓以上二十圓迄	印紙税一錢
同四十圓迄	同二錢
同六十圓迄	同三錢
同八十圓迄	同四錢
同百圓迄	同五錢
同百二十圓迄	同六錢
同百四十圓迄	同七錢
同百六十圓迄	同八錢
同百八十圓迄	同九錢
同二百圓迄	同十錢
同二百二十圓迄	同十一錢

同二百四十圓迄	同十二錢
同二百六十圓迄	同十三錢
同二百八十圓迄	同十四錢
同三百圓迄	同十五錢
同三百二十圓迄	同十六錢
同三百四十圓迄	同十七錢
同三百六十圓迄	同十八錢
同三百八十圓迄	同十九錢
同四百圓迄	同二十錢
同四百二十圓迄	同二十一錢
同四百四十圓迄	同二十二錢
同四百六十圓迄	同二十三錢
同四百八十圓迄	同二十四錢
同五百圓迄	同二十五錢

以上二十圓を増す毎に一錢を増し五十圓に至
 つて止む
 ◎爲替手形、約束手形には一通毎に五圓以上の者
 に限り左の印紙を貼用すへし

◎左の證書、帳簿には證書は一通毎に帳簿は一冊
 一年以内の附込に對し左の印紙を貼用すへし

金高二千圓未満	印紙二錢
同二千圓以上	同十錢
一委任狀	印紙一錢
一銀行預り金證書	同二錢
一船荷證券	同二錢
一運送貨物引換證	同二錢
一倉荷預り證券	同二錢
一倉荷質入證券	同二錢
一株券	同二錢
一債券	同二錢
一株式申込證	同二錢
一地上權、永小作權、地役權に關する證書	同二錢
一使用貸借、貸借借、雇傭、寄託、定期金に 關する契約證書	同二錢
一定款及組合契約證	同二錢

◎左に掲ぐるものは印紙を貼用するに及ばず

一權利の變更に關する證書	同二錢
一追認、承認に關する證書	同二錢
一物品切手	同二錢
一賣買仕切書	同二錢
一送狀	同二錢
一受取書	同二錢
一金高記載なき證書	同二錢
一擔保品差入證券、擔保品預り證券	同二錢
一通帳	同二錢
一判取帳	同二十錢
一應官又は公署より發する證書帳簿	
一官廳又は公署に職を奉する者の職務上發す る證書帳簿	
一圖庫金の取扱に關する證書	

一 慈善又は公共事業の爲にする金員物件の寄附に關し人民より官廳若しくは公署に提出する證書

一 俸給、給料、歳費、手當金、賞與金、年金、恩給金、扶助料、旅費及救恤金の受取書

一 小切手

一金高五圓未満の爲替手形、約束手形

一 營業に關せざる受取書

一金高五圓未満又は金高記載なき送狀、受取書又は賣買仕切書

一 主たる債務の証書に併記したる担保契約證書の裏書及手形の裏面に記載したる受取書

一 株券、債券の譲渡を証明すべき裏面記載

一手形の引受、保證

一手形及び證券の拒絕證書

一手形及び證券の複本謄本

●第五章 執達吏手数料

執達吏の取扱ふ手数料は左の如し

一 書類送達の手数料 一通に付金五錢

一 有体財産及未だ土地より離れざる果實並に爲替證券其他裏書を以て移轉することを得る證券の差押、仮差押に付ての手数料は、

執行すべき債權額二十圓マデ 三十錢

同 五十圓マデ 五十錢

同 百圓マデ 七十五錢

同 貳百五十圓マデ 一圓

同 五百圓マデ 一圓廿五錢

同 千圓マデ 一圓五十錢

同 千圓を超ゆるときは二圓とす

若し執務時間三時間以上に涉る時は一時間毎に前記手数料の三分の一を加ふ

一 動産、不動産及び船舶の競賣に付ての手数は左の如し、但し競賣に依り得たる金額執行すべき債權額に超過する時は其債權額を以て競賣金額と看做す

競賣金額貳拾圓迄 手数料六拾錢

同 五拾圓迄 同 一圓

同 百圓迄 同 一圓五十錢

同 貳百五十圓迄 同 貳圓

同 五百圓迄 同 貳圓五十錢

同 千圓迄 同 四圓

以上千圓毎に一圓を加ふ

一 執達吏自己の役場より一里以上の地に至り職務を行ふ時は一里毎に十錢以下の旅費を受く、但し一里に満たざるも一里と看做して算定す

●第六章 公正證書手数料

公正證書を受け作成する處の公正證書の手数料は左の如し

一 原本一枚につき貳拾五錢、正本及び謄本一枚に付十錢

但し一行二十字二十行を以て一枚とし十行以上は一枚、十行以下は半枚とす

一 公証人其役場より一里以外の地に往て職務を行ふ時は往返とも旅費として一里毎に金貳十錢を受くることを得

其職務を行ふ爲め或は災變の爲に其場所又は途中に滞留する時は日當七十錢を受くる事を得

●第七章 民事訴訟費用

民事の訴訟費用は左の如し

一 訴狀其他總て書類の書記料は半枚十二行二十字詰に付き金二錢五厘とす

但半枚に満たざるものも亦同し

圖面は一葉につき金十錢とす但別に測量を要したるときは其測量費は裁判所の意見を以て定むる處に依る

一 翻譯料は半枚十二行二十字詰に付金五十錢とす但し半枚に満たざるものも亦同し

一 官報、公報及び新聞紙を以て公告したる公

- 一 當事者の日當は出頭一度に付き金五十錢とす、但し滞在費を供する場合に於ては此日當を二十五錢とす
- 一 證人の日當は出頭一度に付き五十錢とす、但し滞在費を供する場合に於ては此日當を給せず
- 一 鑑定人及び通事の日當は出頭一度に付き金五十錢乃至五圓の範圍内に於て裁判所の意見を以て定むる處に依る
- 鑑定を爲すに付き別に支出したる費用は其實費に依る
- 一 當事者の滞在費は滿八里以外の地より來り滞在するときは一日金廿五錢とし證人、鑑定人及び通事の滞在費は一日金五十錢とす
- 一 當事者、證人、鑑定人及通事の旅費は海陸滿一里毎に付き金十錢とす
- 通路兩線以上あるときは最近の通路を以て旅費を算定せ

- 一 判事及び裁判所書記檢証の爲め實地臨檢を爲すに付ての旅費及び滞在費は證人に準す
- 第八章 裁判所の事務の管轄
- 訴訟を起すには裁判の管轄を知らざるへからず、然らざる時は何れの裁判所へ出訴して可なるや分明ならず、若し之を誤る事ある時は相手方より管轄違を以て排斥せらるへし、依て今其管轄を左に示す
- ◎區裁判所に於て管轄するもの
- 一 百圓を超過せざる金額又は價格百圓を超過せざる物に關する請求
- 二 價格に拘はらず左の訴訟
 - (イ) 住家其の他の建物又は其の或る部分の受取明渡使用占據若しは修繕に關り又は賃借人の家具若しくは所持品を賃借人の差押へたることに關り賃借人と賃借人との間に起りたる訴訟
 - 不動産の境界のみに關する訴訟

- (ハ) 占有のみに關する訴訟
 - (ニ) 雇主と雇人との間に雇期限一年以下の契約に關り起りたる訴訟
 - (ホ) 左に掲げたる事項に付き旅人と旅店若しは飲食店の主人との間に又は旅人と水陸運送人との間に起りたる訴訟
 - (一) 賄料又は宿料又は旅人の運送料又は之に伴ふ手荷物の運送料
 - (二) 旅店若しは飲食店の主人又は運送人に旅人より保護の爲め預けたる手荷物金銭又は有價物
- ◎地方裁判所の管轄、裁判權は左の如し
- 一 第一審として
 - 區裁判所の權限又は第三十八條に定めたる扣訴院の權限に屬するものを除き其の他の請求
 - (第三十八條云々は、裁判所構成法第三十八條に「皇族に對する民事訴訟に付き第一審及び第二審の裁判權は東京控訴院に屬す但し第一

- 審の訴訟手續は地方裁判所の第一審手續を適用すとあるものなり
- 二 第二審として
 - (イ) 區裁判所の判決に對する控訴
 - (ロ) 區裁判所の決定及命令に對する法律に定めたる抗告
- ◎控訴院の管轄、裁判權は左の如し
- 一 地方裁判所の第一審判決に對する控訴
 - 二 區裁判所の判決に對する控訴に付爲したる地方裁判所の判決に對する上告
 - 三 地方裁判所の決定及命令に對する法律に定めたる抗告
- ◎大審院の管轄、裁判權は左の如し
- 一 第一審として
 - (イ) 第三十七條第二(裁判所構成法第三十七條第二、區裁判所の判決に對する控訴に付爲したる地方裁判所の判決に對する控訴
 - 七條第二、區裁判所の判決に對する控訴
 - に付爲したる地方裁判所の判決に對する控訴
- 次及第三十八條

(第三十八條の 本文は地方裁判所管轄の 處にあり)の第一審の判決に非ざる控訴 院の判決に對する上告

(ロ) 控訴院の決定及び命令に對する法律に 定めたる抗告

第九章 訴訟代理人及び補佐人

原告若しくは被告自ら訴訟を爲さざるときは辯護士 を以て代理人とし之を爲す

辯護士の在らざる場合に於ては訴訟能力者たる 親族若しくは雇人を以て訴訟代理人と爲し若し此等 の者の在らざるときは他の訴訟能力者を以て訴 訟代理人と爲すことを得

區裁判所にては辯護士の在るときと雖も訴訟能 力者たる親族若しくは雇人を以て訴訟代理人と爲さ ことを得

原告若しくは被告は辯護士と補佐人と爲し又は何 時にては裁判所の取消し得べき許可を得て他の 訴訟能力者と補佐人として共に出頭せることを

得、其補佐人は口頭辯論に於て權利を伸張し又 は防禦する爲め原告若しくは被告を補助するもの とき

第十章 訴訟費用の負擔

敗訴の原告若しくは被告は訴訟の費用を負担し殊 に訴訟に因り生じたる費用を相手方に辨濟すべ し但し其費用は裁判所の意見に於て相當なる權 利伸張又は權利防禦に必要なりと認むるものに 限る

訴訟中に訴を取下げ、請求を抛棄し又は相手方 の請求を認諾せる原告若しくは被告は敗訴の原告 若しくは被告に同じ

第十一章 訴訟手續

口頭辯論及び準備書面

一 判決裁判所に於ける訴訟に付ての當事者の 辯論は口頭なりとす 但し民事訴訟法に於て口頭辯論を経ずして裁 判を爲さざることを定めたるときは此限に非ず

二 口頭辯論は書面を以て之と準備す
三 準備書面には左の諸件を掲ぐへし
(イ) 當事者及び其法律上代理人の氏名、身分、職業、住所、裁判所、訴訟物及び付屬書類の表示
(ロ) 原告若しくは被告が法廷に於て爲さんと欲する申立

(ハ) 申立の原因たる事實上の關係
(ニ) 相手方の事實上の主張に對する陳述
(ホ) 原告若しくは被告が事實上主張の證明又は攻撃の爲め用ゐんとする證據方法及び相手方の申出てたる證據方法に對する陳述

(ヘ) 原告若しくは被告又は其訴訟代理人の署名及び捺印

(ト) 年月日
一 準備書面には訴訟を爲すべき資格に付ての證書の原本、正本又は謄本其他總て原告若しくは被告の手中に存せる證書にして書面中に申立

の原因として引用したるもの、謄本を添付すへし

證書の一部分のみを要用とする時は其冒頭、事件に屬する部分、終尾、日附、署名及び印章を謄寫したる抄本を添附するを以て足る

一 裁判長は口頭辯論と聞き且之を指揮す 裁判長は發告を許し其又命に従はざる者に發言 禁する事と得

一 各當事者は相手方の主張したる事實に對し陳述を爲すべし 明かに争はざる事實は原告若しくは被告の他の陳述より之を争はんとする意思が顯はれざるときは自白したる者と見做す

一 當事者は相手方に對し自ら問を發することを得す然れども其問を發すべき旨を裁判長に求むることを得

若し其間に對し答へず又は判然答へざるときは相手方の利益と爲るべき答を爲したるもの

と見做すことを得

●第十二章 地方裁判所の訴訟手続

◎訴の提起は訴状を裁判に差出して之を爲す

此訴状には左の諸件を具備せざるへからず

一 當事者及び裁判所の表示

二 起したる請求の一定の目的及び其請求の一定の原因

三 一定の申立

●第十三章 闕席判決

◎原告若くは被告、口頭辯論の期日に出席せざる場合に於ては出席したる相手方の申立に依り闕席判決を爲す

◎出席せざる一方が原告なる時は裁判所は闕席判決を以て其訴の却下を言渡すへし

◎出席せざる一方が被告なるときは裁判所は被告が原告の實際上の口頭供述を明白したるものと見なし原告の請求を正當と爲すときは闕席判決を以て被告の敗訴を言渡し又其請求を渡當と爲す

とあるときは其訴の却下を言渡すへし

◎裁判所は左の場合に於ては職権を以て闕席判決の申立に付ての辯論を延期するを得

一 出席せざる原告若くは被告か合式に呼出されざりし時

二 出席せざる原告若くは被告か天災其他避くからざる事變の爲に出席する能はざることの眞實と認めべき事情あるとき

◎闕席判決を受けたる原告若くは被告は其判決に對し故障を申立つることを得

故障申立の期間は十四日とす

◎故障申立は闕席判決を爲したる裁判所に書面を差出して之を爲す

此書面には左の諸件を具備することを要す

一 故障を申立てられたる闕席判決の表示

二 其判決に對する故障の申立

●第十四章 通常の訴訟手続

◎區裁判所の通常の訴訟手続に付ては區裁判所の

構成又は第一編及び本節の規定に依り差異の生ぜざる限りは地方裁判所の訴訟手続に付ての規定を適用す

◎訴は書面又は口頭を以て裁判所に之を爲すことを得

●第十五章 督促手続(支拂命令)

◎一定の金額の支拂其他の代替物若くは有價證券の一定の數量の給付を目的とする請求につき債權者は通常の訴訟手続に依らずして督促手続に依り條件附の支拂命令を債務者に對して發せんとを申立ることを得

◎支拂命令は區裁判所之を發せ

◎支拂命令を發せることの申請は書面又は口頭を以て之を爲すことを得

此申請は左の諸件を具備することを要す

一 當事者及び裁判所の表示

二 請求の一定の數額、目的物及び原因の表示

若し請求の數箇なるときは其各箇の一定の數

額、目的物及び原因の表示

三 支拂命令を發せんことの申立

◎債務者は支拂命令に對し書面又は口頭を以て異議の申立を爲すことを得

◎前項異議の申立は十四日以内に成を要す

◎時期に後れて申立てたる異議は命令を以て之を却下す

此却下の命令に對しては不服を申立つることを得す

●第十六章 控訴

◎控訴は區裁判所又は地方裁判所の第一審に於て爲したる終局判決に對して之を爲す

◎控訴期間は一ヶ月とす

◎控訴の提起は控訴狀を控訴裁判所に差出して之を爲す

此控訴狀には左の諸件を具備することを要す

一 控訴せらるる判決の表示

二 此判決に對し控訴を爲す者の陳述

十七章 上告

○上告は地方裁判所及び控訴院の第二審に於て爲したる終局判決に對して之を爲す

○上告は法律に違背したることを理由とする時に限り之を爲すことを得

○法則を適用せず又は不當に適用したるときは法律に違背したるものとす

○裁判は左の場合に於ては常に法律に違背したるものとす

- 一 規定に従ひ判決裁判所を構成せざりしとき
- 二 法律に依り職務の執行より除外せられたる判事か裁判に參與したるとき但し忌避の申請又は上訴を以て除外の理由を主張したるも其効なかりしときは此限にあらず
- 三 判事か忌避せられ且つ忌避の申請を理由ありと認めたるに拘はらず判決に參與したるとき
- 四 裁判所か其管轄又は管轄違を不當に認めたる時

る時

五 訴訟手續に於て原告若しくは被告か法律の規定に従ひ代理せられざりし時

六 訴訟手續の公行に付ての規定に違背したる口頭辯論に基き裁判を爲したるとき

七 裁判に理由を付せざる時

○上告期間は一ヶ月とす

○第十八章 再審

○確定の終局判決を以て終結したる訴訟は取消の訴又は原状回復の訴に因り之を再審する事を得

○左の場合に於ては取消の訴に因り再審を求むることを得

- 一 規定に隨ひ判決裁判所を構成せざりしとき
- 二 法律に依り職務の執行より除外せられたる判事か裁判に參與したるとき但し忌避の申請又は上訴を以て除外の理由を主張したるも其効なかりしときは此限に在らず
- 三 判事か忌避せられ且つ忌避の申請か理由ありと認められたる時

りど認められるに拘はらず裁判に參與したりしとき

四 訴訟手續に於て原告若しくは被告か法律の規定に従ひ代理せられざりしとき

第一號及び第三號の場合に於て上訴若しくは故障を以て取消を主張し得へかりしときは取消の訴を許さず

○左の場合に於ては原状回復の訴に因り再審を求むることを得

一 刑法に掲げたる職務上の義務に違背したる罪を訴訟に關し犯したる判事か裁判に參與したるとき

二 原告若しくは被告の法律上代理人若しくは訴訟代理人又は相手方若しくは其法律上代理人若しくは訴訟代理人か罰せらるべき行為を訴訟に關して爲したるとき

三 判決の憑據と爲りたる證書か偽造又は變造なりし時

四 證人若しくは鑑定人か供述に因り又は通事か判決の憑據と爲りたる通譯に因り偽證の罪を犯したるとき

五 判決の憑據となりたる刑事上の判決か他の確定と爲りたる刑事上の判決を以て廢棄若しくは毀せられたるとき

六 原告若しくは被告が同一の事件に付ての判決にして前に確定と爲りたるものを發見し其判決か不服を申立てられたる判決と抵觸するるとき

七 相手方若しくは第三者の所爲に依り以前に提出せることを得ざりし證書にして原告若しくは被告の利益と爲るべき裁判を爲すに至らしむべきものを發見したるとき

第一號乃至第四號の場合に於ては罰せらるべき行為に付て判決か確定と爲りたる時又は證據欠缺なる理由を以て刑事訴訟手續の開始若しくは實行を爲し得るときに限り再審を求むること

とを得

◎再審の訴は一ヶ月の不審期間内に之を起すへし
此期間は原告若しくは被告の不服の理由を知りたる日を以て始まる若し原告若しくは被告が判決の確定前に不服の理由を知りたるときは判決の確定を以て始まる
判決確定の日より起算して五年の満了後は訴を爲すことを得ず

◎第十九章 強制執行

強制執行は確定の終局判決又は假執行の宣言を付したる終局判決に因りて之を爲す

◎左の判決に付ては職権を以て假執行の宣言を爲すへし

- 一 認諾に基き敗訴を言渡す判決
- 二 證書訴訟又は爲替訴訟に於て言渡す判決
- 三 同一審に於て同一の原告若しくは被告に對し本案に付き言渡したる第二又は其後の欠席判決

四 假差押又は假處分を取消す判決

五 養料を支拂ふ義務を言渡す判決但し訴の提起後の時間及び其提起前最後の三ヶ月間の爲に支拂ふべきものなるに限り

◎左の場合に於ては申立に因り假執行の宣言を爲すへし

- 一 總ての住家其他の建物又は其或る部分の受取、明渡、使用、占據若しくは修繕に關し又は賃借人の家具若しくは所持品を賃借人の差押へたることに關し賃借人との間に起りたる訴訟
 - 二 占有のみに係る訴訟
 - 三 雇主と雇人との間に雇期限一ヶ年以下の契約に關り起りたる訴訟
 - 四 左に掲げたる事項につき旅人と旅店若しくは飲食店の主人との間に又は旅人と水陸運送人との間に起りたる訴訟
- (イ) 賄料又は宿料又は旅人の運送料又は之に伴ふ手荷物運送料

(ロ) 旅店若しくは飲食店の主人又は運送人に旅人より保護の爲め預けたる手荷物、金銭又は有價物

五 其他財産權上の請求に關し金額又は價格に於て貳十圓を超過せざる訴訟但し其他の價格に付ては第三乃至第六條の規定を適用す

◎第二十章 金銭の債權に付ての強制執行
一 動産に對する強制執行

◎動産に對する強制執行は差押を以て之を爲す
差押は執行力ある正本に掲けたる請求を債權者に辨濟する爲め及び強制執行の費用を償ふ爲に必要なるもの、外に及ぼすことを得ず
差押ふ可き物を換價するも強制執行を償ふて剩餘を得る見込なきときは強制執行を爲すことを得ず

一 有体動産に對する強制執行

◎債務者の占有中に在る有体動産の差押は執達吏其物を占有して之を爲す

其物は債務者の承諾あるとき又は其運搬を爲すにつき重大なる困難あるときは之を債務者の保管に任すへし此場合に於ては封印其他の方法を以て差押を明白にするときに限り其効力を生ず執達吏は債務者に其差押を爲したることを通知すへし

◎果實は未だ土地より離れざる前と雖も之を差押ふることを得然れども其差押は通常の成熟時期の前一ヶ月内に非ざれば之を爲すことを得ず

◎差押の効力は差押物より生ずる天然の産出物にも當然及ぶものとする

◎左に掲ぐる物は之を差押ふることを得ず

- 一 衣服、寢具、家具及び厨具但し此物か債務者及び家族の爲め欠くべからざる時に限る
- 二 債務者及び其家族に必要な一ヶ月間の食料及び薪炭
- 三 技術者、職工、勞役者及び産婆に在ては其營業上欠くべからざる物

四 農業者に在ては其農業上欠くへからざる農具、家畜、肥料及び次の収穫まで農業を續行する爲め欠くへからざる農産物

五 文武の官吏、神職、僧侶、公立私立の教育場教師、辯護士、公證人及び醫師に在ては其職業を執行する爲め欠くへからざる物並に身分相當の衣服

六 文武の官吏、神職、僧侶及び公立私立の教育場教師に在ては第六百十八條(後に示す)に規定する職務上の収入又は恩給の差押を受けざる金額但し差押より次期の俸給又は恩給の支拂までの日數に應じて之を計算す

七 薬舖に在ては調薬を爲す爲め欠くへからざる器具及び藥品

八 勳章及び名譽の證標

九 實印其他職業に必要な印

十 神体、佛像其他神拜の用に供する物

十一 系譜

十二 債務者又は其家族の未だ公にせざる發明に關する物及び債務者又は其家族の未だ公にせざる著述の稿本

十三 債務者及び其家族が學校に於て使用に供する書籍

然れども債務者の承諾あるときは第三號乃至第八號に掲けたる物を除く外之を差押ふことを得

○執達吏は差押を實施したる後債權者又は裁判所の特別委任を要せずして以下數條の規定に従ひて公の競賣方法を以て其差押物を賣却すべし

○競賣すべき物の中に高價のもの有るときは執達吏は適當なる鑑定人をして其評價をなさしむべし

○差押金銭は之を債權者に引渡すべし

執達吏か金銭を取立てたるときは債務者より支拂を爲したるものと看做す但し保證を立て又は供託を爲して差押を免かるゝことを債務者に許す

したる時は此限にわらず

○差押の日と競賣の日との間には少なくとも七日の時間を存することを要す但し差押債權者、執行力ある正本に因り配當を要求する債權者及び債務者競賣を更に早く爲さんことを合意したるとき又は差押物を永く貯藏するにつき不相應の費用若くは其物の價格の著しく減少する危害を避けん爲め競賣を早く爲すことの必要なるときは此限に在らず

○競賣は差押を爲したる市町村に於て之を爲す但し差押債權者及び債務者か他の地に於て之を爲すことを合意したるときは此限にわらず

競賣の日時及び場所は之を公告す但し此公告には競賣すべきものを表示すべし

○最高價競賣の爲めの競落は其價額を三回呼上げたる后之を爲す

○適當なる期間經過するも執達吏競賣を爲さざるときは差押債權者及び執行力ある正本に因り配

當を要求する債權者は一定の期間内に競賣を爲すべきことを催告し其催告の効あらざる時は相當の命令あらんことを執行裁判所に申請することを得るものとす

○金銀物は其金銀の實價より以下に競落することを許さず其實價までに競賣を爲すものなきときは執達吏は金銀の實價に達する價額を以て適宜に之を賣却することを得

○執達吏有價證券を差押へたるときは相場あるものは賣却日の相場を以て適宜に之を賣却し其相場なきものは一般の規定に従ひて之を競賣すべし

一 債權及び他の財産權に對する強制執行

○第三者(第三債權者)に對する債務者の債權にして金銭の支拂又は他の有価物若くは有價證券の引渡若くは給付を目的とするもの、強制執行は執行の裁判所の差押命令を以て之を爲す

○債權者は差押命令の申請に差押ふ可き債權の種

類及び數額を開示すへし

右申請は書面又は口頭を以て之を爲すを得

○左に掲ぐる債權は之を差押ふることを得ず

一 法律上の養料

二 債務者が義捐建築所より又は第三者の慈惠に因り受くる繼續の收入但し債務者及び其家族の生活の爲め必要なるものに限る

三 下士、兵卒の給料並に恩給及び其遺族の扶助料

四 出陣の軍隊又は役務に服したる軍艦の乗組員に屬する軍人、軍屬の職務上の收入

五 文武の官吏、神職、僧侶及び公立私立の教育場教師の職務上の收入、恩給及び其遺族の扶助料

六 職工、勞役者又は雇人か其勞力又は役務の爲めに受くる報酬

一 不動産に關する強制執行

○不動産に關する強制執行は左の方法を以て之を

行ふ

一 強制競賣

一 強制管理

債權者は自己の撰擇に依り一箇の方法を以て又は二箇の方法を併せて執行せしむることを得
強制管理は假差押の執行の爲にも亦之を爲す

●第二十一章 家資分散

○民事訴訟法の強制執行處分に因り義務を辨濟する資力なき債務者に對しては管轄裁判所は職權に因り又は申立に因り決定を以て家資分散者たるの宣告を爲すへし
右の決定は口頭辯論を要せずして之を爲すことを得

此決定に對しては即時抗告を爲すことを得

●第二十二章 貸借心得

一 利息

○利息を生ずべき債權に付き別段の意思表示なき時は其利率は年五分とす

一 利息の延滞したる時

○利息か一年以上延滞したる時に於て債權者より催告を爲すも債務者か其利息を拂はざる時は債權者は之を元本に組入るゝ事を得

一 債權の効力

○債務の履行に付き確定期限ある時は債務者は其期限の到來したる時より遲滞の責に任ず

債務の履行につき不確定期限ある時は債務者は其期限の到來したることを知りたる時より遲滞の責に任ず

債務の履行につき期限を定めざりし時は債務者は履行の請求を受けたる時より遲滞の責に任ず

○債務者か意任に債務の履行を爲さざる時は債權者は其強制履行を裁判所に請求する事を得但し債務の性質か之を許さざる時は此限に在らず

債務の性質か強制執行を許さざる場合に於て其

債務か作爲を目的とする時は債權者は債務者の費用を以て第三者に之を爲さしむることを裁判所に請求するを得但し法行爲を目的とする債務に付ては裁判を以て債務者の意思表示に代ふることを得

不作爲を目的とする債務に付ては債務者の費用を以て其爲したるものを除却し且つ將來の爲め適當の處分を爲すことを得

○債務者か其債務の本旨に従ひたる履行を爲さざる時は債權者は其損害の賠償を請求することを得債務者の責に歸すへき事由に因りて履行を爲すこと能はざるに至りたる時亦同し

一 連帶債務

○數人か連帶債務を負担する時は債權者は其債務者の一人に對し又は同時若しくは順次に總債務者に對して全部又は一部の履行を請求することを

得る
○連帶債務者の一人に對する履行の請求は他の債

務者に對しても其効力を生ず

◎連帶債務者の一人と債権者との間に更改ありたるときは債権は總債務者の利益の爲めに消滅す

一 保証債務

◎債務者が保証人に債務の履行を請求したるときは保証人は先づ主たる債務者に催告を爲すべき旨を請求することを得但し主たる債務者が破産の宣告を受け又は其行方知れざる時は此限にあらす

◎債権者が前條の規定に従ひ主たる債務者に催告を爲したる後と雖も保証人が主たる債務者に辨濟の資力ありて且執行の容易なる事を証明したるときは債権者は先づ主たる債務者の財産に付き執行を爲すことを要す

◎前二條の規定に依り保証人の請求ありたるに拘はらず債権者が催告又は執行を爲す事を怠り其後主たる債務者より全額の主たる辨濟を得ざるときは保証人は債権者か直ちに催告又は執行を爲す

爲せば辨濟を得へかりし限度に於て其義務を免る

一 先取特權

◎先取特權は本法其他の法律の規定に従ひ其債務者の財産につき他の債権者に先ちて自己の債権の辨濟を受くる權利を有す

◎先取特權は其目的物の賣却、質貸、滅失又は毀損に因りて債務者が受くべき金錢其他の物に對しても之を行ふことを得但し先取特權者は其拂渡又は引渡前に差押を爲すことを要す

◎左に掲げたる原因より生じたる債権を有する者は債務者の總財産の上に先取特權を有す

- 一 共益の費用
- 一 葬式の費用
- 一 雇人の給料
- 一 日用品の供給

◎共益費用の先取特權は各債権者の共同利益の爲に爲したる債務者の財産の保存、精算又は配當に關する費用に付き存在す

◎前項の費用中總債権者に有益ならざりしものに付ては先取特權は其費用の爲め利益を受けたる債権者に對してのみ存在す

◎葬式費用の先取特權は債務者の身分に應じて爲したる葬式の費用につき存在す

◎前項の先取特權は債務者か其扶養すべき親族又は家族の身分に應じて爲したる費用に付ても亦存在す

◎雇人給料の先取特權は債務者の雇人か受くべき最後の六ヶ月間の給料に付き存在す但し其金額は五十圓を限りとす

◎日用品供給の先取特權は債務者又は其扶養すべき同居の親族並に家族及び其僕婢の生活に必要な最後の六ヶ月間の飲食品及び薪炭油の供給に付き存在す

一 不動産の先取特權

◎左に掲げたる原因より生じたる債権を有する者は債務者の特定不動産の上に先取特權を有す

- 一 不動産の賃貸借
 - 二 旅店の宿泊
 - 三 旅客又は荷物の運輸
 - 四 公吏の職務上の過失
 - 五 不動産の保存
 - 六 不動産の賣買
 - 七 種苗又は肥料の供給
 - 八 農工業の勞役
 - 一 不動産の先取特權
- ◎左に掲げたる原因より生じたる債権を有する者は債務者の特定不動産の上に先取特權を有す
- 一 不動産の保存
 - 二 不動産の工事
 - 三 不動産の賣買

◎第二十三章 質權

◎質権者は其債権の擔保として債務者又は第三者より受取りたる物を占有し且其物に付き他の債権者に先ちて自己の債務の辨濟を受くる權利を有す

◎質権は讓渡すことを得ざる物を以て其目的と爲すことを得ず

◎質権の設定は債権者に其目的物の引渡しを爲すに因りて其効力を生ず

◎質権者は其權利の存続期間に於て自己の責任を以て質物の轉質と爲すことを得此場合に於ては轉質を爲されば生ぜざるべき不可抗力に因る損失に付ても亦其責に任す

一 不動産質

◎不動産質権者は繼續して質物を占有するに非されは其質権を以て第三者に對抗することを得ず

◎不動産質権者か質物の占有を奪はれたるときは占有回收の訴に依りてのみ其質物を回復することを得

不動産の設定は之を更新することを得其期間は更新の時より十年を超ゆることを得ず

一 權利質

◎質権は財産権を以て其目的と爲すことを得

◎債権を以て質権の目的と爲す場合に於て其債権の証書ある時は質権の設定は其証書の交付を爲すに因りて其効力を生ず

◎指名債権を以て質権の目的と爲したるときは第四百六十七條(民法の)の規定に従ひ第三債務者に質権の設定を通知し又は第三債務者か之ら承諾するに非されは之を以て第三債務者其他の第三者に對抗することを不得

前項の規定は記名の株式には之を適用せず

◎記名の社債を以て質権の目的と爲したるときは社債の讓渡に關する規定に従ひ會社の帳簿に質権の設定を記入するに非されは之を以て會社其他の第三者に對抗することを不得

◎指圖債権を以て質権の目的となしたる時は其証

◎不動産質権者が其債権の辨濟を受けるときは正當の理由ある場合に限り鑑定人の評價に従ひ質物を以て直ちに辨濟に充つることを裁判所に請求することを得此場合に於ては質権者は豫め債務者に其請求を通知することを要す

一 不動産質

◎不動産質者は質権の目的たる不動産の用方に從ひ其使用及び収益を爲すことを得

◎不動産質権者は管理の費用を拂ひ其他不動産の負担に任す

◎不動産質権者は其債権の利息を請求することを得ず

◎不動産質の存続期間は十年を超ゆることを得ず若し之より長き期間を以て不動産質の設定したる時は其期間は之を十年に短縮す

書に質権の設定を裏書するに非されは之を以て第三者に對抗することを不得

◎質権者は質権の目的たる債権を直接に取立つることを得
債権の目的物か金錢なるときは質権者は自己の債権額に對する部分に限り之を取立つることを得

右の債権の辨濟期か質権者の債権の辨濟期前に到來したるときは質権者は第三債務者として其辨濟金額を供託せしむることを得此場合に於ては質権は其供託金の上に存在す
債権の目的物か金錢に非るときは質権者は辨濟として受けたる物の上に質権を有す

◎第二十四章 抵當權

◎抵當權者は債務者又は第三者か占有を移さずして債務の擔保に供したる不動産に付き他の債務者に先ちて自己の債権の辨濟を受くる權利を有す

◎地上権及び永小作権も亦之を抵當權の目的と爲すことを得此場合に於ては本章の規定を準用す

◎抵當權は抵當地の上に存する建物を除く外其の目的たる不動産に附加して之と一体を成したる物に及ぶ但し設定行為に別段の定あるとき及び第四百二十四條の規定に依り債權者か債務者の行為を取消すことの場合には此限に在らず

一 抵當權の効力

◎數個の債權を擔保する爲め同一の不動産に付き抵當權を設定したるときは其抵當權の順位は登記の前後に依る

◎抵當權者か利息其他の定期金を請求する權利を有するときは其満期と爲りたる最後の二年分に付てのみ其抵當權を行ふことを得但し其以前の定期金に付ても満期後特別の登記を爲したるときは其登記の時より之を行ふことを妨げず

◎抵當權者は其抵當權を以て他の債權の擔保と爲し又同一の債務者に對する他の債權者の利益の爲め其抵當權者くは其順位を讓渡し又は拋棄することを得

前項の場合に於て抵當權者か數人の爲めに其抵當權の處分を爲したるときは其處分の利益を受くる者の權利の順位は抵當權の登記に附記を爲したる前後に依る

◎抵當不動産につき所有權又は地上權を買受けたる第三者か抵當權者の請求に應じて之に其代價を辨済したるときは抵當權は其第三者の爲めに消滅す

◎第二十五章 約束手形及び爲替手形
◎約束手形と爲替手形とは畧同一のものなり只其異なる点は爲替手形は振出人と支拂人とを異にするれども約束手形に在ては振出人か則ち支拂人となるなり商法に定むる處の者左の如し

◎約束手形には左の事項を記載し振出人之に署名することを要す
一 其約束手形たる事を示すへき文字

二 一定の金額

三 受取人の氏名又は商號

四 單純なる支拂の約束

五 振出の年月日

六 一定の満期日

七 振出地

◎振出人か約束手形に支拂地を記載せざりし時は振出地を以て其支拂地とす

◎一覽後定期拂の約束手形の所持人は其日附より一年内に振出人に約束手形を呈示することを要す但し振出人は之より短き呈示期間を定むることを得

所持人が拒絶證書に依り前項に定めたる呈示を爲したる事を證明せざるときは振出人以外の前者に對する手形上の權利を失ふ

◎所持人が一覽後定期拂の約束手形を呈示したる場合に於て振出人か呈示を受けたる旨又は其日附を約束手形に記載せざりしときは所持人は呈

示期間内に拒絶證書を作らしむることを要す此場合に於ては其拒絶證書作成の日を以て呈示の日と看做す

所持人が拒絶證書を作らしめざりしときは振出人以外の前者に對する手形上の權利を失ふ

振出人か呈示の日附を記載せざりし場合に於て所持人が拒絶證書を作らしめざりしときは呈示期間の末日を以て呈示の日と看做す

◎爲替手形の主たる部分に記載したる金額か他の部分に記載したる金額と異なるときは主たる部分に記載したる金額を以て手形金額とす

◎爲替手形は其金額三十圓以上のものに限り之を無記名式と爲すことを得

◎振出人か爲替手形に満期日を記載せざりしときは一覽の日を以て其爲替手形の満期日とす

◎支拂地か支拂人の住所地と異なるときは他人を以て支拂担当者として爲替手形に記載することを得

◎裏書は爲替手形其謄本又は補箋に被裏書人の氏名又は商號及び裏書の年月日を記載し裏書人署名するに依りて之を爲す

裏書は裏書人の署名のみを以て之を爲すことを得此場合に於ては爾后爲替手形は引渡のみに依りて之を譲渡すことを得

◎裏書人は裏書を爲すに當り手形上の責任を負はする旨を記載することを得

◎裏書ある爲替手形の所持人は其裏書か連續するに非されは其權利を行ふことを得ず但署名のみを以て爲したる裏書あるときは次の裏書人は其裏書に因りて爲替手形を取得したるものと看做す

◎引受人か爲替手形の支拂を爲さざりし場合に於て其所持人又は償還を爲したる裏書人若くは振出に對して支拂ふべき金額は第四百九十一條又は第四百九十二條の規定に依りて之を定む

◎引受人か破産の宣告を受けたる場合に於て相當

の擔保を供せざるときは所持人は豫備支拂人の引受けを求むることを得但し拒絶證書を作らしめ且つ遲滞なく豫備支拂人に對して其通知書を發することを要す

◎引受人又は約束手形の振出人に對する債權は満期日より三年、所持人の其前者に對する償還請求權は支拂拒絶證書作成の日より六ヶ月、裏書人の其前者に對する償還請求權は償還を爲したる日より六ヶ月を經過したるときは時効に依りて消滅す

明治三十四年二月廿日印刷
明治三十四年三月一日發行

大阪市南區西新瓦屋町
百七十四番邸

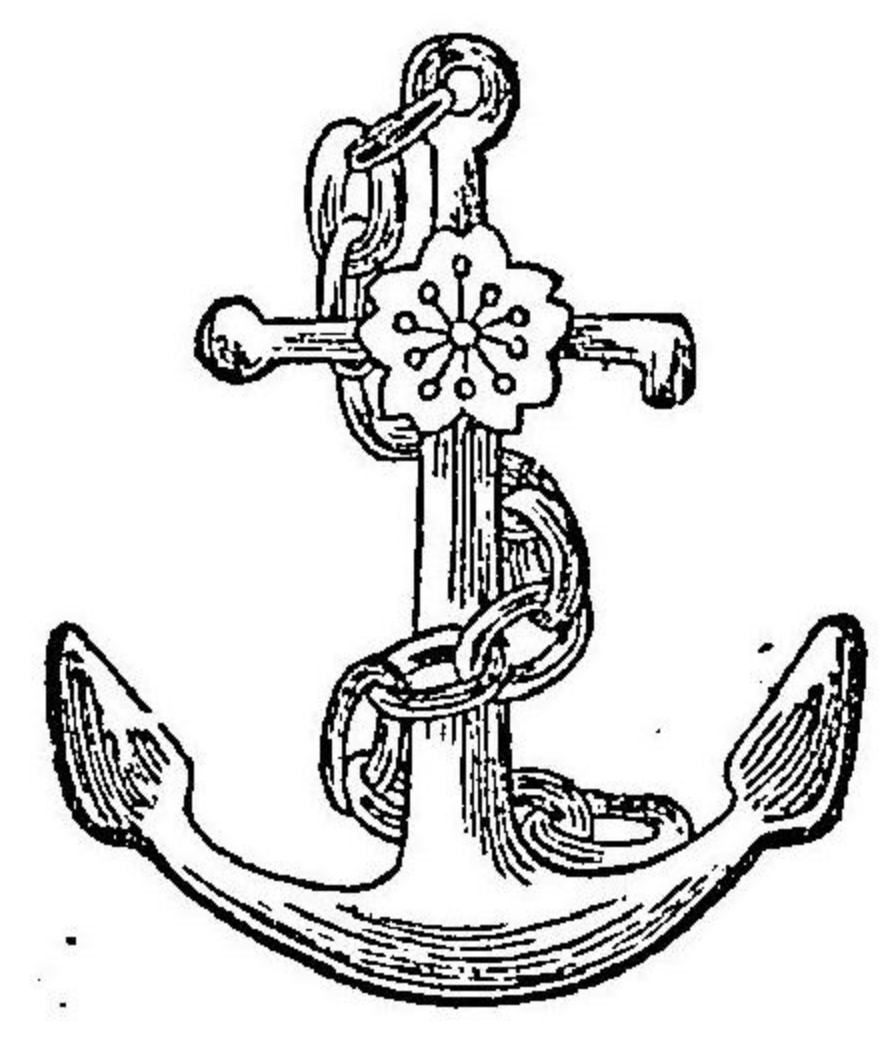
編輯發行
兼印局者

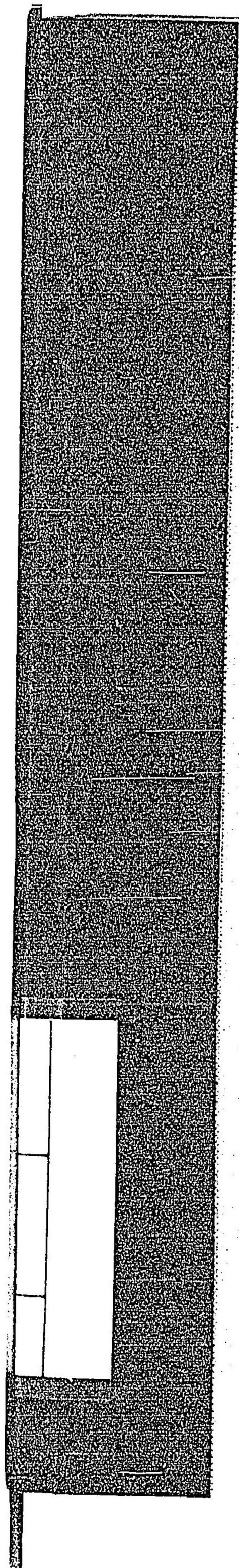
榎本松之助



裁判勝利法終

IT-3C-77





327.22

H6450

裁判勝利法

国立国会図書館

036404-000-6

327.22-H645s

裁判勝利法

法令館

M34

BBR-0057

